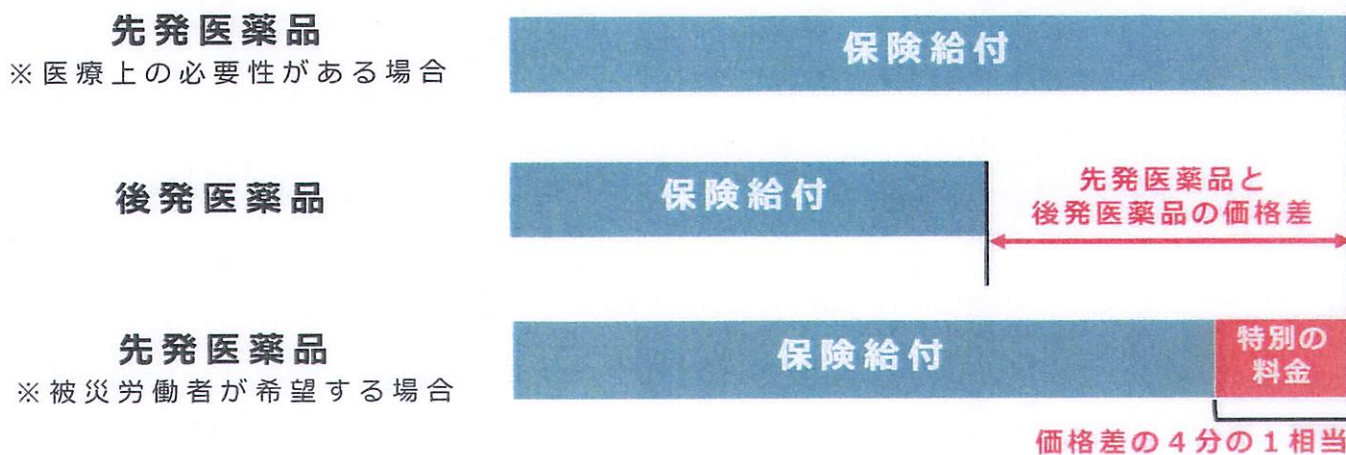


「特別の料金」の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を、「特別の料金」として被災労働者から徴収します。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、特別の料金として徴収します。



- ※ 「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えて徴収します。
- ※ 端数処理の関係などで、特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。
- ※ 後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- ※ 薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

院内処方時の留意点

■ 「特別の料金」の計算

長期収載品を院内処方する際は、特別の料金の計算には、健康保険と同様の単価（10円）を用いることとなります。

■ 保険給付請求分の計算

医療機関が保険給付として請求する分は、労災保険の単価（12円または11円50銭）を使用して計算します。

計算例（院内処方時）

品名	薬価	後発医薬品 最高価格	長期収載品と後発医薬品の 価格差 4 分の 1	保険外併用療養費の算出 に用いる価格
xx錠10mg	100.0	49.3	12.68 【a】	87.32 【b】

■ 特別の料金

- ・ 所定単位（1剤1日分）あたり 12.68円 【a】 × 2錠 = 25.36円 → 3点
- ・ 30日分 3点 × 30日 = 90点 ⇒ 90点 × 10円 × (1+0.1) = 990円
※消費税

■ 保険給付請求分

- ・ 所定単位（1剤1日分）あたり 87.32円 【b】 × 2錠 = 174.64円 → 17点
- ・ 30日分 17点 × 30日 = 510点
⇒ 510点 × 12円（または11円50銭） = 6,120円（または5,865円）